

内閣参質二一三第一八八号

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員大島九州男君提出柔道整復業の施術所の名称等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員大島九州男君提出柔道整復業の施術所の名称等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が明らかではないが、いずれにせよ、厚生労働省医政局長が参集を求めて開催している「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会」において、当該広告の在り方について、柔道整復師の当事者団体や患者団体の代表、学識経験者を含む様々な構成員が、それぞれの立場から、その経験や知見等を踏まえ、意見をし、議論が行われているところであり、「恣意的な議論を展開する検討会」との御指摘は当たらないものと考えている。政府としては、引き続き、当該広告に関する検討会において構成員の意見を伺いながら、当該広告の在り方についての検討を進めてまいりたい。

二について

御指摘の「施術所」の「オンライン資格確認の導入」については、御指摘の「パソコンに接続するカードリーダー、スマートフォン、タブレットの購入費用」を補助することにより、着実に進んでいるものと考えており、これに加えて、御指摘のように「オンライン資格確認の導入促進のため、パソコンの購入、

設定等に要する費用」を新たに補助することは考えていない。

### 三について

御指摘の「柔道整復療養費」の「料金改定」については、令和六年四月二十六日の社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会において、「現下の物価高騰、他産業や医療・介護分野における賃上げの動向、医療DXへの対応（オンライン資格確認が本年四月より開始、十二月より義務化）」といった課題に対応していくため、所要の料金項目を引き上げる」とともに、併せて、「令和六年料金改定における対応を踏まえ、今後、令和八年料金改定の議論に向け、「電療料、初検料の引き上げを踏まえ、施術所における賃上げの状況、給与費、光熱水費等を初めとする費用の動向等について、令和八年料金改定の議論に向けて、調査方法等を検討した上で、実態を把握すること」等について「引き続き検討するとともに必要な対応を実施すること」が了承されたところであり、お尋ねの「更なる対応」については、これを踏まえながら適切に検討してまいりたい。